

余市町お米クーポン券

Q&A

2025.08.04 更新版

Q1

利用可能商品の主食用米(精米・無洗米・玄米・もち米・ご飯パック)について詳しく教えてください。

A1

一般に流通する食用の精米・無洗米・玄米・もち米・ご飯パックを指します。備蓄米や海外産米も対象です。主食用米を原料とする惣菜や酒類などは対象外となります。

【対象外の例】

- ・お弁当(炊飯された主食用米のみの惣菜製品含む)
- ・飲食店において提供される主食用米および主食用米を含む飲食
- ・餅、煎餅等の主食用米を原料とした加工品
- ・日本酒(みりん含む)
- ・もち麦、主食用米に麦等の穀物をブレンドした製品(雑穀米等)
- ・精米、玄米、もち米以外を主とし炊飯以外の調理がされたご飯パック、ご飯パウチ

Q2

主食用米を含むお会計で主食用米の代金がクーポン券の割引額を下回る場合、割引額はどのように取り扱えばいいですか。

A2

クーポン券は主食用米の購入金額にのみ適用となります。主食用米の代金がクーポン券の割引額を下回る場合、主食用米の代金のみ割引を適用願います。会計のオペレーション上、当該対応が困難な場合は、クーポン券の取扱いを開始する前に町担当へお問合せ願います。

Q3

クーポン券に記載する氏名(クーポン券の使用者)は世帯主の氏名である必要がありますか。

A3

クーポン券に記載する氏名は世帯主の氏名である必要はありません。
世帯を同一とする構成員のほか、交付された世帯の代理者がクーポンを利用される場合が想定されます。ただし、譲渡や転売は禁止となっております。
また、クーポン券は世帯ごとに附番されております。町では換金で提出されたクーポン券番号の確認及び記録を行い、複製や二重の使用を防止します。

Q4

備蓄米の購入に対してクーポン券の利用はできますか。

A4

主食用米であれば、備蓄米でもクーポン券を利用できます。

Q5

クーポン券を複数枚使用する旨を意思表示された場合は、どのように取り扱えばいいですか。

A5

一度の会計で複数枚のクーポン使用をすることは可能です。(生計を同一としているが、世帯が異なる場合に、配付された世帯の代理で使用する等)ただし、クーポン券は1世帯に1枚しか配付していないため、明らかに複製や偽造が疑われる場合は、直ちに余市町へご連絡願います。

Q6

使用されたクーポン券の裏面に押す店舗印の代わりに手書きで店舗名を記載してもいいですか。

A6

登録した店舗名が特定できる内容であれば押印ではなく、手書きで店舗名を記載しても問題ありません。

ただし、記載する内容はレジ担当者や会計担当者ごとに記載事項が変わらないよう、統一して登録した店舗名を記載するようにしてください。

Q7

使用されたクーポン券に店舗独自の処理記録として、レジ担当者の認印やサインの記載などをしてもいいですか

A7

利用者氏名記載欄に支障のない箇所であれば問題ありません。

Q8

換金請求書は持参する必要がありますか

A8

簡易書留等の配達記録が残る方法であれば郵送での提出でも問題ございません。

ただし、担当窓口に到着した日を換金請求書提出日として扱い、入金手続きを行いますのでご承知おき願います。

Q9

換金は換金スケジュールの最終日にまとめて換金してもいいですか。

A9

換金のタイミングや回数に規制はございません。取扱店舗のご都合に応じて換金請求をお願いいたします。

Q10

換金請求書に代表者印の押印は必要ですか。

A10

換金請求書には事業者名、代表者名のほかに発行責任者名および会計の担当者名の記載がある場合、押印不要となります。